

【認可外保育施設などの利用者へ】幼児教育・保育無償化に伴う手続きを・

幼児教育・保育の無償化により、認 可外保育施設などの利用料が、上限の 金額まで無償となります。

無償化の対象となるためには、町か ら事前に「施設等利用給付認定」を受け る必要があります。認定開始日は、申 請書受理日より前にさかのぼることが できませんので、ご注意ください。

なお、令和5年4月から認可外保育 施設などの利用を開始する人は、3月 17日(金)までに申請をお願いします。

詳しくは、町ホーム ページをご覧ください。



間 こども未来課 保育係

2 286 - 3117

対象となる施設・事業

次の施設・事業のうち県が確認を行ったもの。

認可外保育施設/一時預かり事業/病児・病後児保育事業/ファ ミリー・サポート・センター事業

無償化の対象者と上限額			
子の年齢	認定の要件		上限額(月額)
3~5 歳児 クラス	・保育の必要性がある・認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、企業主導型保育事業を利用(在園)していない	_	37,000 円
0〜2 歳児 クラス		市町村民税非課税世帯	42,000 円

国民年金保険料はまとめて納付(前納)がお得です

国民年金保険料は、まとめて納付 (前納)することで割引が適用されま す。ひと月ごとに納付するよりお得 になりますので、ぜひご利用ください。

前納の種類

- · 2 年前納(4 月分~翌々年 3 月分)
- 1 年前納(4 月分~翌年 3 月分)
- ・6 カ月前納(4 月分~9月分か10 月分~翌年3月分)
- ※前納は、現金(納付書)、口座振替、 クレジットのいずれかでできます。

前納の申し込みはお早めに

口座振替、クレジットカード納付

申込期限は2月28日(火)です(10月分~翌年3月分の6カ月納 付を除く)。期限後に、さかのぼっての申し込みはできません。

現金(納付書)納付

- ・2年前納を希望する場合は、問い合わせ先へ申請してください。 前納の納付書が、4月に日本年金機構から発送されます。
- ・1年前納と6カ月前納の納付書は、申請しなくても、4月に発 送されるひと月ごとの納付書に同封されています。

問 熊本東年金事務所

2 367 - 8144

健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113

全国瞬時警報システムによる情報伝達試験を実施

地震・津波や武力攻撃などの発生に備え、全国瞬時警 報システム(|アラート)による情報伝達試験を行います。 なお、気象などの状況により中止する場合があります。

問 危機管理課 ☎ 286 - 3210

情報伝達試験

日時 2月15日(水) 午前11時ごろ 伝達手段 防災行政無線/SNS/ましきメール